

医科点数表の解釈 令和4年4月版

Web追補 No.12 (令和5年4月号)

令和5年4月11日作成

- 以下の省令・告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和5年3月29日 医療課事務連絡
 - 令和5年3月31日 厚生労働省令第48号 (令和5年4月1日施行)
 - 令和5年3月31日 厚生労働省告示第167号 (令和5年4月1日適用)
 - 令和5年3月31日 保医発0331第1号 (令和5年4月1日適用)
 - 令和5年3月31日 保医発0331第2号 (令和5年4月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](#)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その42)」(令和5年3月20日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その43)」(令和5年3月24日医療課事務連絡)
 - ・「処方箋の使用期間について」(令和5年3月24日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その44)」(令和5年3月29日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その45)」(令和5年3月30日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その46)」(令和5年3月31日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その47)」(令和5年4月5日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)に掲載していきますのでご利用ください。

令和5年5月8日以降の取扱いを示した以下の事務連絡も掲載しています。

 - ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和5年3月31日医療課事務連絡)
 - ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」(令和5年4月6日医療課事務連絡)

頁	欄	行	変更前	変更後
49	右	上から23行目	「注14」	「注15」
49	右	上から26行目	【次行に追加】	(令 4. 9. 5 保医発 0905 1)
480			【D012感染症免疫学的検査の「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性(184点)を準用する項目として追加。】	
			◇ 糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合にD012感染症免疫学的検査の「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。 罫 (令 5. 3. 31 保医発 0331 1)	
1039	—	上から3行目	(令 4. 3. 4 保医発 0304 9) (最終改正;令 5. 1. 31 保医発 0131 3) 【黄色網かけはWeb追補No. 9にて改正済み】	(令 4. 3. 4 保医発 0304 9) (最終改正;令 5. 3. 31 保医発 0331 2)
1050	左	下から11行目	外科的に留置した	外科的又は経カテーテル的に留置した
1077	—	上から7行目	(最終改正;令和4年9月5日 厚生労働省令第124号) 【黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み】	(最終改正;令和5年3月31日 厚生労働省令第48号)
1077	右	下から16~7行目	【Web追補No. 4による改正後の第3条第3項中、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。】	
1083 ~ 1084			【処方箋の様式(様式第二号・様式第二号の二)中、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。】	

頁	欄	行	変更前	変更後
1102	—	上から5行目	(最終改正; 令和4年9月5日 厚生労働省告示第268号) [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	(最終改正; 令和5年3月31日 厚生労働省告示第167号)
1102	右	下から30~22行目	[web追補No. 4による改正後の第3条第3項中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。]	
1109	—	上から5行目	(最終改正; 令和5年3月14日 厚生労働省告示第71号) [黄色網かけはWeb追補No. 11にて改正済み]	(最終改正; 令和5年3月31日 厚生労働省告示第167号)
1109	右	下から14行目 下から6行目	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令
1113	右	下から17行目 下から10行目	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令
1113	右	下から1行目	別表第4 [黄色網かけはWeb追補No. 1にて改正済み]	別表第3
1169	—	上から8行目	(最終改正; 令和5年1月31日 厚生労働省告示第17号) [黄色網かけはWeb追補No. 10にて改正済み]	(最終改正; 令和5年3月31日 厚生労働省告示第167号)
1170	左		[Web追補No. 4で追加した「第三 初・再診料の施設基準等」の三の七中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。]	
1170	右	上から19行目	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令
1207	右		[Web追補No. 10で追加した「第十一 経過措置」の三十一中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。]	
1471			[Web追補No. 4で追加した「看護職員処遇改善評価料」の施設基準の「様式2」, 「様式3」を本追補末尾の「別紙1」, 「別紙2」に改める(訂正部分は赤字になっています)。]	
1523	—	上から8行目	(最終改正; 令和5年1月31日 厚生労働省告示第18号) [黄色網かけはWeb追補No. 10にて改正済み]	(最終改正; 令和5年3月31日 厚生労働省告示第167号)
1550	左		[Web追補No. 4で追加した「第十五 調剤」の九の五中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。]	
1551	右		[Web追補No. 10で追加した「第十七 経過措置」の四中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。]	
1703 ~ 1704			[「様式5の12の2」を本追補末尾の「別紙3」に改める(訂正部分は赤字になっています)。]	
1804 ~ 1805			[「様式87の42の2」を本追補末尾の「別紙4」に改める(訂正部分は赤字になっています)。]	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供, その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。